

## 令和3年 第7回農業委員会議事録

令和3年7月26日午前10時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

9 番（鈴木 勲） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

3 番（小関 金也） 17 番（西塚 喜行） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 報第11号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 議第27号 | 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 議第28号 | 非農地証明について             |
| 議第29号 | 農地法第4条の規定による許可申請について  |
| 議第30号 | 農地法第5条の規定による許可申請について  |
| 議第31号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について     |

## 令和3年 第7回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第7回通常総会を7月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。3番 小関金也委員、17番 西塚喜行委員より欠席する旨、また、9番 鈴木勲委員より遅れる旨の連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

本日は第7回農業委員会通常総会にご出席いただきましてありがとうございます。たいへん暑い夏になり、ダムからの用水路は大丈夫なんでしょうけれども、中小の河川から水を引いている田んぼでは水不足に悩まされているとの話を聞いておりますけれども、今日から明日にかけて台風が来るといった情報もあり、雨については去年とは違って恵みの雨になるのかなと思っております。暑い暑いと聞いておりますけれども、すいか農家の方は十分注意して、熱中症にならないように気を付けて作業をしていただくようお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。今日はご苦労様です。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

只今より令和3年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番 西塚孝也委員、13番 伊勢村孝之委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いただきます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は1件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、同人へ売買予定で今月農地法第3条での申請がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。次に、議第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条の規定による許可申請は2ページから3ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は5件です。No.1、No.3、No.5はその他贈与のため、No.2、No.4の渡人は農業廃止のためです。受人はNo.1からNo.3、No.5が経営規模拡大のため、No.4は新規就農のための所有権移転です。No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。3ページをご覧ください。案件は1件です。No.1の貸し人は相手方の要望のため、借り人は新規就農のための貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。11番 西塚孝也委員、復席願います。

(11番 西塚委員 復席)

(議 長)

次に議第28号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第1班主任、石川富士太郎委員の報告・説明を求めます。

(6番 石川委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、石川富士太郎委員の報告・説明を求めます。

( 6 番 石川委員 報告・説明)

( 議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

( 議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 29 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

( 議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第 6 班主任、後藤一彦委員の報告・説明を求めます。

( 15 番 後藤委員 報告・説明)

( 議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

( 議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 30 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手

を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第31号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第31号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書28ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が再設定のみで98aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで98aです。

続いて、対象人数です。賃貸借設定の再設定のみで、出し手1名、受け手1名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳です。賃貸借設定は、6年から9年が1件で98aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定、田の現金のみで1万円です。

それではページ移りまして、39ページは個別状況です。39ページNo.1は再設定で1件です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和3年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時39分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。  
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年7月26日

尾花沢市農業委員会

議長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_